

※処理事項 発信年月日 通信日付印 確認 整理番号 事務所 管理番号 申告区分		令和 5 年 5 月 27 日 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 申告年月日 年 月 日	
受付印 所在地 本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記 青森県弘前市大字上白銀町1-1 (電話) 0172-35-1117 (ふりがな) ひろさきせいみつきかいこうぎょうかぶしがいいしゃ 事業種目 精密機械製造業 この申告の基礎 1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の更正・決定・再更正による。		弘前市長 殿 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 年 月 日	
法人名 弘前精密機械工業株式会社 (ふりがな) ひろさき じろう 代表者氏名 弘前次郎 (ふりがな) あおもり はなこ 経理責任者氏名 青森花子		期末現在の資本金の額又は出資金の額 100,000,000 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 100,000,000 期末現在の資本金等の額 100,000,000	

令和 04 年 04 月 01 日から 令和 05 年 03 月 31 日までの事業年度又は連結事業年度分の市町村民税の 確定 申告書 ※

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率( /100)	税 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)			
法人税法の規定によって計算した法人税額	788,520		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	788,000	8.4	66,192
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 [ ⑤÷②×④ ]			
市町村民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪			66,100
既に納付の確定した当期分の法人税割額			6,500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭			59,600
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 12 月	50,000 円×⑯÷12	5,000
既に納付の確定した当期分の均等割額			2,500
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			2,500
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲			84,600
⑳のうち見込納付額			
差 引 ㉑-㉒			84,600

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	
合 計		10 人	10 人	10 人

指 定 都 市 に ⑩ 申 告 する 算	区 分	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日		法人税の申告書の種類
					令和5年 5月 24日	青色/その他	
					解散の日	年 月 日	要/否
					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日	要/否
					法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	円	有/無
					この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日から 年 月 日まで	有/無
					還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)	支店
					還付請求税額	十億 百万 千 円	
					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

関与税理士署名 (電話)

従業者数は、必ず記入してください。

## 法人市民税確定申告書(第20号様式)記載要領

1. この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用するものです。
2. この申告書は、事業年度又は連結事業年度を単位として1事業年度につき1枚記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出してください。
3. 「法人番号」の欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
4. 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付けてください。
5. 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。
6. 「期末現在の資本金等の額」の欄は、地方税法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限ります。)に定める額を記載してください。
7. 「市町村民税の申告書」の空欄は次のように記載してください。
  - (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」
  - (2) 法人税の確定申告書又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」
  - (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」なお、修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載してください。
8. 通算法人及び通算法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
9. 連結法人及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
10. 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の下段には、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、上段のカッコ内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額(用途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載してください。
11. 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。  
この場合において、「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数③」の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数③」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。)に、「当該市町村分の従業者数④」の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。
12. 「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」の欄は、当期分の法人税割額として既に納付の確定した法人税割額(確定申告にあっては中間(予定)申告書に係る税額、修正申告にあっては修正申告前の申告又は更正・決定に係る税額)を記載してください。
13. 「既に納付の確定した当期分の均等割額⑩」の欄は、当期分の均等割額として既に納付の確定した均等割額(確定申告にあっては中間(予定)申告書に係る税額、修正申告にあっては修正申告前の申告又は更正・決定に係る税額)を記載してください。
14. 「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
15. 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数㉕」の欄は、その算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。この場合において、その算定期間の中途において新設又は廃止された事務所等にあっては、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。

### 《「課税標準」及び「税額」の端数処理について》

⑤及び⑥の「課税標準」の欄の記載にあたっては、この金額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てし、この全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てしてください。

⑫、⑬、⑮、⑰～⑳の「税額」の欄の記載にあたっては、この金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てし、この全額が100円未満であるときはその全額を切り捨てしてください。